

原発の新規制基準施行（7月8日）にあたっての県の対応の考え方

- 1 福島第一原発事故後、国は、早急に各原発の安全性を確保する必要があったことから、事業者に対して様々な安全対策の実施を指示した。
- 2 中国電力としては、これらの指示を踏まえ、緊急安全対策及びシビアアクシデント対策（防波壁、フィルター付ベント設備工事など）を実施するなど、対応してきた。
- 3 原子力規制委員会は、今回の新規制基準への適合性確認について、新規制施行前に工事に着手又は完成したものについて、新規制基準施行後（7月8日）、設置変更許可、工事計画認可などの申請を一体的に受け付け、審査すると発表した。
（6/19 原子力規制庁 「新規制施行に伴う手続き等について」）
- 4 中国電力が島根原発について、これらの申請を行う際には、島根県、松江市、中国電力の3者による安全協定第6条に基づく県と松江市の事前了解が必要である。
- 5 そのやり方については、申請することのみを了解し、原子力規制委員会の審査後に説明を受け、さらにもう一回了解することなどが考えられるが、いずれにしても、原子力規制委員会の説明等も聞き、松江市とも調整していく考えである。
- 6 こうした事前了解にあっては、県議会、専門家、立地及び周辺自治体の意見、また、安対協や意見交換会などで県民の方々の意見を聞いていく。
- 7 原子力規制委員会の審査結果については、詳しく説明を受けることが必要である。
- 8 なお、中国電力の申請等に先立って、7月8日以降、原子力規制委員会から新規制基準の内容等について、説明してもらうことが必要である。
- 9 また、国及び中国電力から原発の再稼働の要請があった際には、改めて、国、中国電力に詳しい説明を求め、県議会、原子力安全顧問等の専門家、立地自治体、周辺自治体、県民の方々等の意見をよく聴いて、その上で総合的に判断する必要がある。